

茨城県報

第6819号

昭和55年3月24日

月曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

規 則

- 茨城県職業訓練指導員免許等手数料徴収規則の一部を改正する規則(職業訓練課) … 1

告 示

- 知事印の改刻(文書課) …… 2
- 字区域の変更(地方課) …… 2
- 国民健康保険医の登録(医療福祉課) …… 3
- 換地計画の適当決定(農地管理課) …… 3
- 土地改良法に基づく換地処分(") …… 4
- 道路の区域変更, 供用開始(4件)(道路維持課) …… 4

(選挙管理委員会)

- 政治団体の設立届出 …… 5
- 政治団体の届出事項の異動届 …… 6
- 政治団体の解散届出 …… 7

公 告

- 土地立ち入り測量(用地課) …… 7
- 開発行為の工事完了(5件)(建築指導課) …… 8

正 誤

- 昭和55年1月10日付け茨城県報第6798号中 …… 9
- 昭和55年1月24日付け茨城県報第6802号中 …… 9

規 則

茨城県規則第8号

茨城県職業訓練指導員免許等手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和55年3月24日

茨城県知事 竹内 藤 男

茨城県職業訓練指導員免許等手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県職業訓練指導員免許等手数料徴収規則(昭和45年茨城県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第2条中「すでに」を「既に」に改める。

別表中「6,000円」を「8,500円」に, 「1,000円」を「1,500円」に改める。

付 則

この規則は、昭和55年 4月 1日から施行する。

告 示

茨城県告示第475号

知事印を改刻したので、茨城県公印規則(昭和39年茨城県規則第31号)第4条の規定により、次のとおり告示する。

昭和55年 3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 改刻した知事印

- (1) 名 称 茨城県知事の印
- (2) 種 類 知事印甲型
- (3) 印 影



(4) 使用開始年月日

昭和55年 4月 1日

茨城県告示第476号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき水海道市内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同市長から届出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により、昭和55年 3月25日から効力を生ずるものである。

昭和55年 3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大塚戸町字掘込 220の1, 221, 223から234まで

” 字向山 456から460まで, 460の1, 461の1から461の3まで, 462から466まで, 467の2, 468の3, 469から503まで, 504の1, 505, 506

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大塚戸町字駒込に変更

茨城県告示第477号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

昭和55年3月24日

茨城県知事 竹内藤男

記号番号	登年 月	録日	国保医名	診療科	診療に従事する場所
茨国医 第3848号	55. 2. 16		幡谷直樹	小児科	東京都文京区千駄木1-1-5 日本大学附属病院
茨国歯 第1055号	55. 2. 23		鶴町仁	歯科	土浦市荒川沖町340 鴨下歯科医院
" 第1056号	55. 2. 28		鈴木映代	"	行方郡潮来町あやめ2-22-23 いたこ歯科医院
" 第1057号	55. 2. 29		大貫英敏	"	鹿島郡銚田町1650 大貫歯科医院
" 第1058号	55. 3. 6		関山洋	"	水戸市南町1-3-26 関山歯科医院
茨国薬 第1065号	55. 2. 20		山田智子	調剤	日立市金沢町2672-129 光陽堂薬局
" 第1066号	55. 2. 25		横山公子	"	" 東多賀5-10-12 厚生薬局
" 第1067号	"		久保洋子	"	" 千石町1-11-15 小野薬局
" 第1068号	55. 3. 5		五木田卓	"	土浦市桜町3-8-13 (有)大恵調剤薬局

茨城県告示第478号

昭和55年2月1日付けで認可申請のあつた小栗東部地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年3月24日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和55年4月3日から昭和55年4月23日まで

3 縦覧の場所 協和町役場

茨城県告示第479号

昭和55年1月19日付け農管指令第24号をもつて認可した菅生地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和55年3月24日

茨城県知事 竹内 藤 男

茨城県告示第480号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和55年3月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年3月24日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
稲敷郡牛久町大字岡見 字岡見659-1番地先から	旧	最大	23.00	188.00
		最小	13.00	
		最大	19.00	
		最小	6.00	
" " 大字結束 字結束133-1番地先まで	新	最大	23.00	188.00
		最小	13.00	

岡見橋架換工事のた
めの迂回路廃止

茨城県告示第481号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、昭和55年3月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年3月24日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 路線名 県道 土浦竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間
稲敷郡牛久町大字岡見字岡見659-1番地先から
" " 大字結束字結束133-1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年3月24日

茨城県告示第482号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和55年3月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大穂千代田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡千代田村大字上土田 字四万騎1020—20番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 11.00	258.00 <small>メートル</small>	常磐自動車道建設に 伴う迂回路設置のた めの区域変更
		最小 5.00		
" " " " 1020—62番地先まで	新	最大 11.00	258.00	
		最小 5.00		
		最大 11.00	267.00	
		最小 8.00		

茨城県告示第483号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和55年3月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和55年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 大穂千代田線
- 2 供用開始の区間
新治郡千代田村大字上土田字四万騎1020—20番地先から
" " " " 1020—62番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年3月24日

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次の
ようになつたので同法第7条の2第1項の規定により告示する。

昭和55年3月24日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下 繁 一

政治団体の名	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	摘要
阿見町の発展を担う会	長沼卓志	福山幸夫	稲敷郡阿見町 大字阿見5363	55. 3. 3	
茨城県関口恵造薬剤師後援会	岩崎英雄	菊池隆男	水戸市千波町 東久保12の6	55. 1. 22	
大槻敏雄後援会	宮沢新造	大槻英雄	鹿島郡神栖町 知手南部団地165	55. 1. 18	
岡野敬四郎後援会	石山金男	柴田和彦	鹿島郡神栖町 木崎大山2615	55. 1. 12	
菊池道隆後援会	生天目茂	富山誠一	那珂郡大宮町 抽ヶ台889番地	55. 1. 31	
関正男後援会	井坂政雄	菌部敏一	久慈郡金砂郷村 花房1345番地	55. 2. 8	
鳩山威一郎茨城県後援会	幡谷仙三郎	花ヶ崎勲	水戸市泉町 2-3-24	55. 2. 8	
細田誠太郎後援会	山本俊雄	細田モト	鹿島郡神栖町知手35	55. 1. 12	
堀政美を励ます会	大橋保長	滝田忠義	西茨城県岩瀬町 大字西小塙1042番地	55. 3. 3	

茨城県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届が次のようにあつたので同法第7条の2第1項の規定により告示する。

昭和55年3月24日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下 繁 一

区分	政治団体の名	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	摘要
新	明るく安全な 住みよい東海 村をつくる会	赤須広一			55. 1. 11	
旧		鴨志田 強				
新	曙 会		宮本尚之		55. 2. 21	
旧			横山 茂			
新	大宮町三村勇 後援会	生天目 茂			55. 2. 8	
旧		海老根 誠				

新	日高勝利 後援会		鹿島郡神栖町大 字知手3406-17	55. 1. 22
旧			鹿島郡神栖町大 字東和田25番地	
新	日高勝利 後援会		鹿島郡神栖町大 字東和田25番地	55. 2. 26
旧			鹿島郡神栖町大 字知手3406-17	
新	山源会	山本四郎		55. 1. 14
旧		猿田政敏		

茨城県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあつたので同法第17条第3項の規定により告示する。

昭和55年3月24日

茨城県選挙管理委員会
委員長 八木下 繁 一

政治団体の 名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日	摘要
一条信一 後援会	大里 宣	川崎 勝文	鹿島郡大野村和 802-7	55. 2. 22	
寺井ひでじ 後援会	木村 稔	山中 悟	行方郡潮来町 延方乙1766-122 北浦丘集会所	55. 1. 31	

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和55年3月24日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 都市計画道路3・4・25号線(西郷大室線)改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
稲敷郡阿見町字宮脇, 字宮内, 字宮台, 字東ノ脇, 字東ノ後, 字東, 字十王堂及び字大塚地内
- 4 立ち入ろうとする期間

昭和55年3月24日から昭和55年3月31日まで

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和55年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡関城町大字辻字西原1855番の5, 1855番の6, 2435番の1, 2448番の1, 2448番の2, 2448番の3, 2448番の4

2 事業主の住所及び氏名

真壁郡関城町大字関本中73

関城町長 齊 藤 和 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈村大字谷井田字北耕地1982番, 1983番, 1984番1, 同番2

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈村大字谷井田1246-3

株式会社 吉原興産企画

代表取締役 吉 原 繁 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈村大字谷井田字北耕地1540番2, 同番3, 1541番から1546番まで

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈村大字谷井田1246-3

株式会社 吉原興産企画

代表取締役 吉 原 繁 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北茨城市華川町下相田字上ノ台521番5, 521番6, 527番5

2 事業主の住所及び氏名

東京都杉並区下井草3丁目2-6

三新テーエム株式会社

代表取締役 柏 崎 正 雄

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和55年3月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡小川町大字中延字堀添132番の1, 同番の2, 同番の3, 133番の1, 134番の1, 同番の2

” ” ” 字後田144番の2, 145番の1

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡小川町小川1399

クボタ商事株式会社

代表取締役 久保田 三 郎

正 誤

昭和55年1月10日付け茨城県報第6798号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から1	茨城県告示第3号	茨城県告示第3号の2

昭和55年1月24日付け茨城県報第6802号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
5	下から7	茨城県選挙管理委員会告示第1号	茨城県選挙管理委員会告示第1号の2

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

◀ 県報購読料改定のお知らせ ▶

県報購読料については，昭和51年4月以来，1か月1,000円にすえ置いてきましたが，印刷経費等の増加に伴い，昭和55年4月から1,200円に改定する予定ですのでお知らせ致します。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,000円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所